

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 27日

東京都知事 殿

提出者

住 所 東京都新宿区西新宿1-24-1
エステック情報ビル16階

氏 名 住友林業ホームテック株式会社
東神統括部長 清本 豊

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-6856-5174

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友林業ホームテック株式会社 東神統括部
事業場の所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル16階
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	完成工事高 116億円（前年実績）
③従業員数	65名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	111.71 t	42.07 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	164.31 t	63.73 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス陶磁器等くず
排出量	620.15 t	10.03 t	87.62 t	617.56 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス陶磁器等くず
排出量	906.16 t	17.43 t	141.63 t	799.13 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	コンクリート片	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類
排出量	506.99 t	331.65 t	128.24 t	0.03 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	コンクリート片	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類
排出量	939.68 t	496.64 t	126.27 t	0.02 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類				
排 出 量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類				
排 出 量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス陶磁器等くず
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス陶磁器等くず
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス陶磁器等くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス陶磁器等くず
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	-	t	-	t

【目標】

産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	-	t	-	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	-	t	-	t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	-	t	-	t

【目標】

産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	-	t	-	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	-	t	-	t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	全処理委託量	111.71 t	42.07 t
	優良認定処理業者への処理委託量	8.80 t	3.88 t
	再生利用業者への処理委託量	111.71 t	42.07 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス陶磁器等くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス陶磁器等くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス陶磁器等くず
全処理委託量	620.15 t	10.03 t	87.62 t	617.56 t
優良認定処理業者への処理委託量	275.75 t	4.16 t	4.57 t	121.72 t
再生利用業者への処理委託量	620.15 t	10.03 t	87.62 t	617.56 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第4面) - 3

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類
全処理委託量	506.99 t	331.65 t	128.24 t	0.03 t
優良認定処理業者 への処理委託量	202.84 t	217.81 t	105.67 t	0.03 t
再生利用業者への 処理委託量	506.99 t	331.65 t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第4面) - 4

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類				
全処理委託量	- t	- t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	全処理委託量	164.31 t	63.73 t
	優良認定処理業者への処理委託量	35.95 t	20.75 t
	再生利用業者への処理委託量	164.31 t	63.73 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

(第5面) - 2

【目標】				
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス陶磁器等くず
全処理委託量	906.16 t	17.43 t	141.63 t	799.13 t
優良認定処理業者への処理委託量	393.46 t	5.60 t	21.29 t	228.14 t
再生利用業者への処理委託量	906.16 t	17.43 t	141.63 t	799.13 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面) - 3

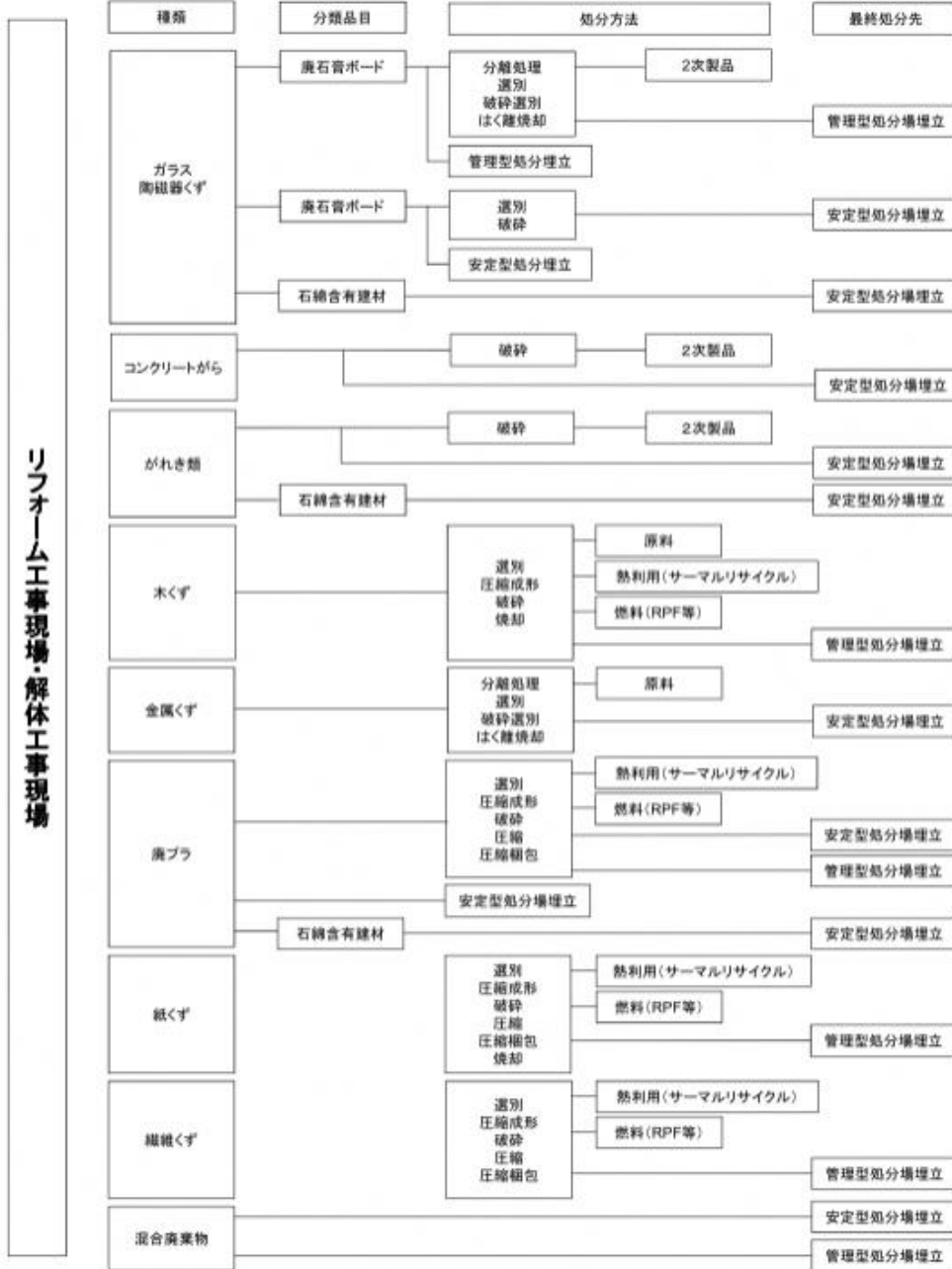
【目標】				
産業廃棄物の種類	コンクリート片	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類
全処理委託量	939.68 t	496.64 t	126.27 t	0.02 t
優良認定処理業者への処理委託量	381.81 t	311.95 t	36.20 t	0.02 t
再生利用業者への処理委託量	939.68 t	496.64 t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類				
全処理委託量	-	t	-	t
優良認定処理業者への処理委託量	-	t	-	t
再生利用業者への処理委託量	-	t	-	t
認定熱回収業者への処理委託量	-	t	-	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	t	-	t

備考

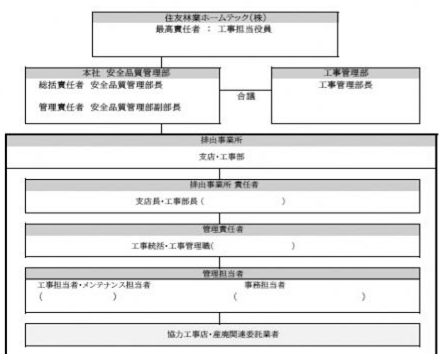
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理フロー



リフオーム工事現場・解体工事現場

1. 産業廃棄物管理体制図
産業廃棄物管理規程第6章-第13条に基づき制定し、以下のとおり、定める。



【注】工事部署の支店長は、工事部長の産業廃棄物管理業務に協力する。

(用語の定義)

- ①「産業廃棄物」とは、廃棄法第4条第4項及び第5項に規定される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を含む。
- ②「排出事業所等」とは、事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業所であって、工場・研究所・倉庫・事務所等一定の場所で継続的に産業廃棄物を排出する場所、及び建設現場等の特定の場所で短期的に産業廃棄物を排出する場所を管理する事業所をいう。

※事務所一般廃棄物は総務部に別途定める。

2. 役割
産業廃棄物管理規程および職務権限規程に基づく役割は、以下のとおり。

安全品質管理部
<ul style="list-style-type: none"> ①産業廃棄物管理等に関する会社の基本方針の作成、並びに統括指導・教育に関する事項 ②産業廃棄物の適正処理に関する諸規程、管理体制図等の制定改定 ③関係業種等とのための情報収集、調査、報告、並びに社内関係部署との連絡調整 ④廃排法及び関係法令等の研究及び行政官庁との連絡調整 ⑤産業廃棄物の排出状況、再資源化及び再利用率の把握及び分析 ⑥法令・行政庁の指導内容の周知 ⑦産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の合議 ⑧住友林業自主管理との連絡調整

工事管理部
<ul style="list-style-type: none"> 以下の業務において、合議承認を受ける ①産業廃棄物管理等に関する会社の基本方針の作成 ②産業廃棄物の適正処理に関する諸規程、管理体制図等の制定改定 ③産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の合議

排出事業所(支店/工事部署) 排出事業所責任者(排出事業所等の長)	支店		工事部署		事務所	
	支店長	工事部長	工事部長	事務部長	事務部長	事務部長
①会社方針に則した業務の執行に関する事項	●	●	○	○	○	○
②排出事業所等の産業廃棄物管理に関する事項を統括する	●	●	○	○	○	○
③産業廃棄物管理(管理責任者、管理担当者)並びに、必要に応じて特別管理産業廃棄物責任者の任命	●	●	○	○	○	○
④法令に則して排出事業所等の排出及び処理業務に適合する産業廃棄物の適正処理に関する指示及び関係者との協議	●	●	○	○	○	○
⑤支店内産業廃棄物処理業者の採用に関する事項	●	○	○	○	○	○
⑥産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の締結	●	○	○	○	○	○
⑦法令関係部署との連絡調整、協議、連絡調整	●	○	○	○	○	○
管理責任者(排出事業所等の工事統括もしくは工事部工事管理職)	●	○	○	○	○	○
事務担当者	●	○	○	○	○	○
①産業廃棄物処理の現場実務の指示、指導及び助言	●	○	○	○	○	○
②産業廃棄物処理記録の集計、記録の保存及びその報告	●	○	○	○	○	○
③マニフェスト(産業廃棄物管理票)の処理、管理及び保存	●	○	○	○	○	○
④産業廃棄物に関する委託業者の作成、更新管理及び保存	●	○	○	○	○	○
⑤産業廃棄物収集運搬業者及び処理処分業者等の施設等の調査、調査、選定及び教育	●	○	○	○	○	○
⑥従業員及び取引業者に対する産業廃棄物に関する教育の実施	●	○	○	○	○	○
⑦関係法令(関係法令)に従い、関係行政機関等に対する申請、報告に関する事項	●	○	○	○	○	○
事務担当者	●	○	○	○	○	○
事務担当者	●	○	○	○	○	○
①マニフェスト集計、記録管理	●	○	○	○	○	○
②産業廃棄物処理記録の集計、記録の保存	●	○	○	○	○	○
③マニフェスト(産業廃棄物管理票)の保存	●	○	○	○	○	○
④産業廃棄物に関する委託業者の保存	●	○	○	○	○	○
工事部署・メンテナンス担当者	●	○	○	○	○	○
⑤マニフェスト(産業廃棄物管理票)等の作成	●	○	○	○	○	○
⑥産業廃棄物の分別及び引渡しの調整	●	○	○	○	○	○
⑦協力工場等の下請事業者の監督及び指導	●	○	○	○	○	○
⑧産業廃棄物の発生抑制に関する事項	●	○	○	○	○	○
⑨産業廃棄物の発生抑制の一手段として、再資源化及び再利用率の把握	●	○	○	○	○	○

【注】●は責任者、○は副責任者とし、副責任者は排出業務委託業者に押し協力する。